

平成29年第34回公安委員会会議概要

開催日 平成29年12月21日(木)

開催場所 熊本県警察本部内公安委員会室

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞9件、意見の聴取37件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

各部からの報告

1 平成29年11月熊本県議会定例会の結果について

【報告の要旨】

11月定例県議会が、平成29年11月28日(火)から12月14日(木)までの17日間開催された。

警察関係提出議案等は、

- 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第5号)
 - ・ 繰越明許費の設定(設定額4億4,200万円)
 - ・ 債務負担行為の設定(設定額5億2,847万8千円)
- 工事請負契約の変更について
 - ・ 熊本合志警察署(仮称)庁舎新築工事請負契約の変更
- ※ 工期終期
平成30年2月28日までを、平成30年3月15日までに変更
- ※ 契約金額
14億3,856万円を、14億4,442万2,755円に変更
- 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第6号)(追加補正)
県人事委員会勧告に基づく給与改定(補正額3億9,254万3千円)
- 専決処分報告について
公用車交通事故5件の和解

であった。

本会議での警察関係の質問・要望等は、

- 熊本市における警察署の管轄区域の見直しについて
- 宇土交番の移転について
- 熊本北合志警察署の開設に向けた取り組み状況について

であった。

教育警察常任委員会での質問・要望等は、

- 公用車事故の発生件数について
- 警察の装備資機材について
- 警察施設の復旧状況について

であった。

決算特別委員会委員長報告では、警察に係る平成28年度熊本県一般会計歳入歳出決算の報告が行われた。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「装備資機材は、要望に基づき整備されているのか」旨の質問があり、警察から、「各部から業務に必要な装備資機材の要望が本部会計課にあり、優先順位をつけた上で県の財政担当と折衝を行うことになる。基本的に必要なものは、要望を精査して予算措置を行っている」旨の説明があった。

2 平成29年度警察官B及び警察事務採用試験結果について

【報告の要旨】

平成29年度警察官B（年齢17歳～27歳で高校卒業程度）の採用試験結果については、

- 受験者数 302人（前年571人）
- 受検率 45.5パーセント（同81.0パーセント）
- 合格者数 50人（同60人）
- 競争倍率 6.0倍（同9.5倍）

であった。

応募倍率は前年比で増加したものの、台風の影響により、九州管区内の各県警、県内市町村などと試験日程が重複したことにより、受験率及び競争倍率が大幅に低下した。

過去5年間の既卒者の占める割合は全体的に減少傾向にあり、県内居住者の占める割合は増加傾向にある。

警察事務（年齢17歳～21歳で高校卒業程度）の採用試験結果については、

- 受験者数 57人（前年68人）
- 受検率 96.6パーセント（同94.4パーセント）
- 合格者数 3人（同3人）
- 競争倍率 19.0倍（同22.7倍）

であった。

競争倍率は、依然として高い水準で推移しており、過去5年間の既卒者の占める割合は増加傾向にある。また、応募者の67パーセントが女性であり、合格者3人の性別は、男性が1人、女性が2人であった。

来年度の取組として、

- リクルーターを効果的に活用した採用募集活動の推進
- SNS等を利用した積極的な情報発信
- 受験区分及び受験対象者を意識した魅力あるイベント等の開催
- 受験者の利便性に配慮した採用試験の検討

を推進する。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「試験日程はどのように設定しているのか」旨の質問があり、警察から、「自治体や消防など他の採用試験と重ならないように設定している。今回は台風の影響により、自治体等の試験日程がずれ込み、警察の採用試験と重なったものである」旨の説明があった。

3 熊本県公安委員会事務専決件数報告について

【報告の要旨】

警務部から、平成29年11月中の熊本県公安委員会事務専決件数についての報告が行われた。

4 熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例の概要について

【報告の要旨】

(1) 改正理由

盗撮行為の検挙が高原状態が続くとともに、その画像がインターネットに流出し二次被害のおそれもある上、現行条例では規制できない学校等での盗撮事案が発生するなど、極めて憂慮すべき状況にあることから、盗撮行為の規制を強化して犯罪を抑止する必要がある。また、平成29年1月3日に規制対象行為を追加した「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことから、熊本県迷惑行為等防止条例に規定する「反復したつきまとい等の禁止」についても整合性を図る必要がある。

(2) 改正の概要

ア 「下着等の撮影」の規制場所拡大

「公共の場所又は公共の乗物」に限定されていた規制場所に、「集会場、事務所、教室、貸切バス等」の「特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物」を追加

イ 「衣服を着けていない状態にいる人の姿態の撮影」の規制内容見直し

公衆浴場、公衆便所等の場所的要件から「公衆利用性」を削除し、「住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所」に拡大

ウ 盗撮行為の類型の見直し

「下着等の撮影」及び「衣服を着けていない姿態の撮影」について、撮影のため「カメラ等を向ける行為」、「設置する行為」を盗撮行為の類型として明文で規制

エ つきまとい等行為の類型の整備

ストーカー規制法の改正内容に合わせて、つきまとい行為に「住居等付近をうろつく行為」を追加、無言電話、メール送信等に「SNSの送信」を追加 等

オ 罰則の強化

「下着等の撮影」、「衣服を着けていない姿態の撮影」（盗撮）のみ強化

- ・ 単純罪～「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」から
「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」へ引き上げ
- ・ 常習罪～「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」から
「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」へ引き上げ

今後、パブリック・コメントを実施し、平成30年2月の熊本県議会に上程する予定である。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「被害者は、盗撮画像が人目に触れるのを恐れている。弁護士と警察は、被害者救済の共通認識をもって、カメラ等の機材に残っている画像の消去

に当たっていただきたい」旨の発言があった。

5 「飲酒運転根絶広報啓発強化期間」の実施結果について

【報告の要旨】

平成29年12月1日（金）から同年12月10日（日）までの10日間、「飲酒運転根絶広報啓発強化期間」が実施され、主に以下の取組が行われた。

(1) 広報啓発活動

- ア 広報啓発用コースターの作成、配布
- イ 交通情報板を活用した広報啓発活動
- ウ 地域交通安全活動推進委員と連携した酒類提供飲食店への広報
- エ 地元ケーブルテレビと連携した飲酒運転根絶広報

(2) 安全運転管理者等選任事業所と連携した活動

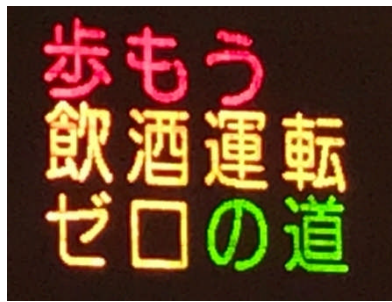
- ア 事業所による「飲酒運転根絶宣言」
- イ メールマガジンを活用した事業所等へ啓発、周知

(3) 交通安全教育・街頭活動

- ア 「交通安全・飲酒運転根絶は家庭から」飲酒運転根絶イベント
- イ 高齢者大学における飲酒運転根絶講習会
- ウ 地元青年と連携した飲酒運転根絶キャンペーン



広報啓発用コースター



交通情報板を活用した広報



事業所での「飲酒運転根絶宣言」



飲酒運転根絶イベント



酒類提供飲食店への広報



飲酒運転根絶キャンペーン

第3 報告・決裁等

- 1 代理人による運転免許の申請取消し等の決裁
運転免許課長から説明があり、決裁が行われた。
- 2 熊本県警察本部長が保有する行政文書の廃棄に関する意見聴取の決裁
広報県民課文書情報室長から説明があり、決裁が行われた。
- 3 平成29年第33回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

4 苦情（H29No.19）受理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

5 請願書の受理及び措置の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

6 嘆願書の受理及び措置の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

第4 事務連絡

公安委員会事務室から、当面の行事予定等についての事務連絡が行われた。